第２版(07.５.30)

NEW　コミスター

RBF型　取扱説明書

株式会社　ダイキアクシス

安全にお使いいただくために

ご使用の前に、この「安全にお使いいただくために」と取扱説明書をよくお読みのうえ正しくお使い下さい。お読みになった後は、いつでも見られる場所に必ず保管して下さい。

⚠ 警告　1)　消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止

●消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書にしたがって取り扱って下さい。

●消毒剤には塩素系の無機・有機の２種類があります。これらを一緒に塩素滅菌器に入れないで下さい。

これらの注意を怠ると、発火、爆発、有毒ガスの発生の生ずる恐れがあります。

⚠ 警告　2)　マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

●マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めて下さい。また、ロック機構のあるものは、必ずロックして下さい。

●マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損など異常を発見したら、直ちに取り替えて下さい。

●滑りやすい靴を履いて、歩廊・タラップなど危険な場所を歩かないで下さい。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

⚠ 警告　3)　荷重による器物破損・傷害事故防止

●浄化槽の上には、設計車両以上の車両は乗り入れないで下さい。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずる恐れがあります。

⚠ 警告　4)　感電・発火、巻き込まれ事故防止

●ブロワ・制御盤の近く（約 50cm）には、ものを置かないで下さい。

●電線・電源コードの上には、ものを置かないで下さい。

●ブロワ・制御盤などの電気系統が故障した場合は、維持管理業者又は工事業者に連絡して下さい。

このような注意を怠ると、感電･発火の生ずる恐れがあります。

⚠ 注意　5)　その他

●設計仕様書（計算書）に基づき設計されておりますので、設計数値（水量・濃度など）の範囲内での運転をお願いします。

水量及び濃度がオーバーした場合、処理水質が悪化する事があります。

目次

このたびは、ダイキアクシス合併浄化槽ＲＢＦ型をご採用いただきましてありがとうございます。
浄化槽が所定の機能を果たすために、この取扱説明書に記載されている事項を十分にご理解いただいたうえで、正しくご使用して頂くようお願い申しあげます。

１．ご使用になる前に

浄化槽をご使用になる前に、次の事項をご確認下さい。

1)設置申請届はお済みになりましたか

浄化槽の設置に必要な書類・手続きはお済みになりましたか。必ずご確認下さい。

建築基準法や浄化槽法によって義務づけられていますので、工事着工前に官公庁宛に所定の設置申請届を提出する必要があります。

これらの手続きは、弊社が代行して提出していますが、書類などが完備しているかご確認下さい。

・新築の場合（建築基準法第６条）
建築確認申請の際に、建築図面、見取り図、浄化槽構造図など必要な書類を建築主事に提出することになっています。

・改造の場合
設置届を都道府県知事（保健所）に提出することになっています。

2)維持管理契約はお済みになりましたか

浄化槽の正常な働きを維持するために、法律により定期的に維持管理（保守点検および清掃）することが義務づけられています。

浄化槽の保守点検および清掃には、それぞれ技術上の基準があります。維持管理は都道府県に登録している保守点検業者と契約して下さい。**なお、本浄化槽は弊社独自の処理方式の浄化槽ですので、弊社指定の維持管理業者と契約することをお勧めいたします。**汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼して下さい。

契約がお済みでなければ、弊社にご連絡さい。維持管理業者をご紹介いたします。

２．ＲＢＦ型の設計仕様

ダイキアクシス合併浄化槽ＲＢＦ型は、水洗便所からの排水だけでなく、厨房・浴室および手洗いなどの雑排水を併せて処理し、河川などの公共用水域に放流するものです。本体はＦＲＰ製で、設計仕様は以下の通りです。

1)関係法令

建築基準法施行令第３５条１項の規定に基づき、国土交通大臣認定を取得

2)処理方式

担体流動生物濾過方式

3)流入汚水量

構造図面又は設計計算書でご確認下さい。

4)流入汚水水質

ＢＯＤ	200mg/L
ＣＯＤ	100mg/L
ＳＳ	250mg/L
(n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	30mg/L)

※住宅以外の建築用途の場合は濃度が変わりますので、設計計算書でご確認下さい。

5)放流水水質

ＢＯＤ	20mg/L
ＣＯＤ	30mg/L
ＳＳ	20mg/L
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質	20mg/L
大腸菌群数	3,000 個/cm^3

※し尿浄化槽を設ける区域により水質項目、濃度が変わりますので設計計算書でご確認下さい。

３．処理工程（フローシート）

処理工程は以下のようになっています。各槽及び装置の位置は構造図面でご確認下さい。
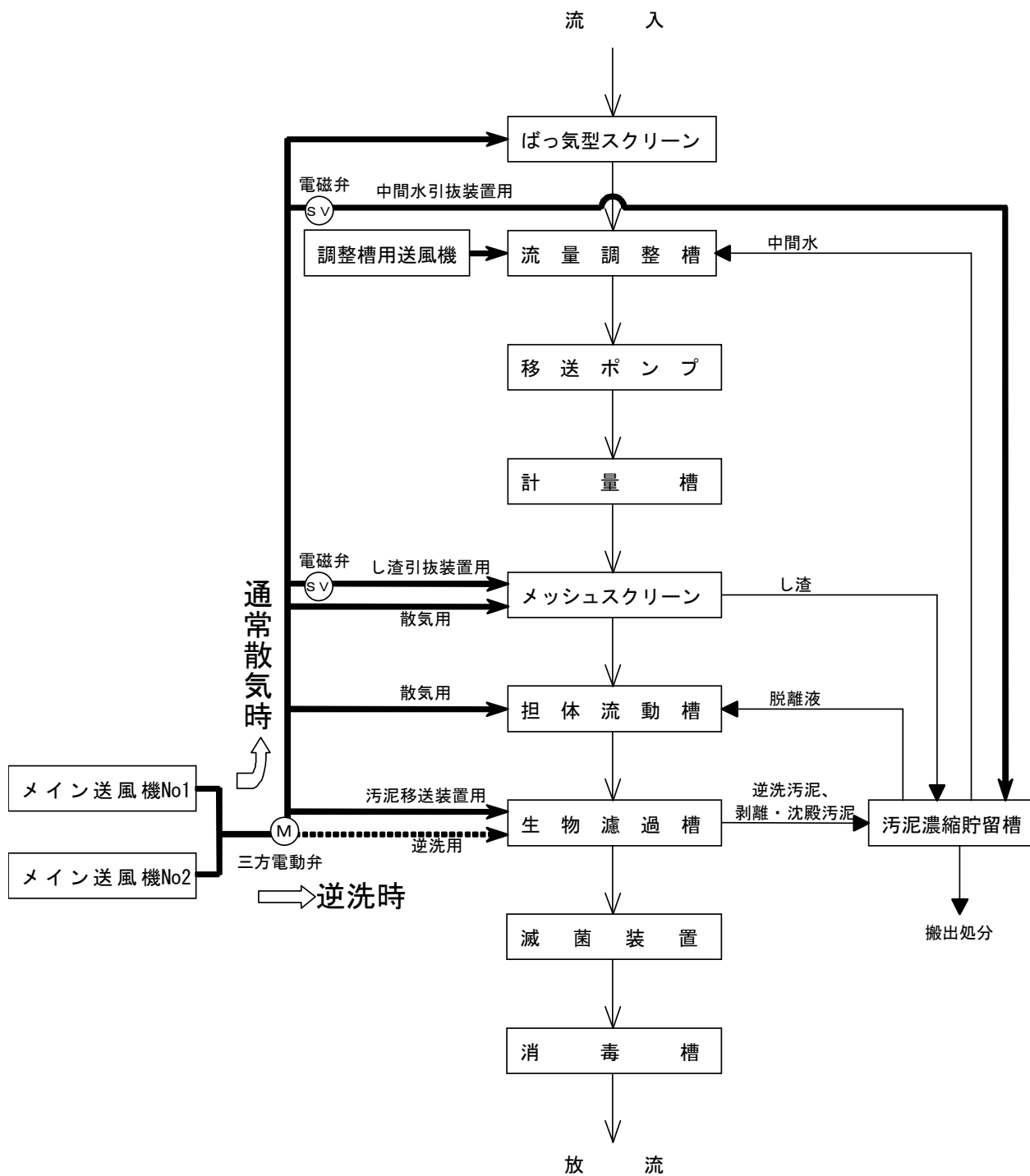
※オプションとして、原水ポンプ槽、放流ポンプ槽を設ける場合があります。

４．各槽のはたらき

流入してくる汚水を一時的に流量調整槽に貯留し、メッシュスクリーンを介して担体流動槽へ定量移送します。担体流動槽では、微生物の付着した担体がばっ気により流動しており、担体に付着した微生物と汚水とが接触することにより、流入汚水中に含まれている有機物（BOD）が好気処理され、汚水は次の生物濾過槽へ移行します。生物濾過槽では、汚水中に含まれるSSが担体により除去され、消毒の後、放流されます。

1)ばっ気型スクリーン

流入する汚水中の大きな夾雑物及び土砂を除去し、相当期間貯留します。また、スクリーンへの夾雑物の付着を防ぐため、槽内をばっ気します。

またばっ気型スクリーンの代わりにばっ気沈砂槽と荒目スクリーンの組み合わせとなる場合もあります。

2)流量調整槽

汚水を一時的に貯留し、メッシュスクリーンを介して担体流動槽へ必要量を移送します。

3)メッシュスクリーン

ステンレス製のメッシュを使ったスクリーンで髪の毛等の長繊維を除去します。スクリーンを通らない夾雑物はスクリーン下部の貯留部に沈降して貯留され、一定時間ごとにエアリフトポンプで汚泥濃縮貯留槽に移送され濃縮されます。万一目詰まりが発生した場合は、スクリーンの上部に設けた副水路を透過し担体流動槽へ汚水は移行します。

4)担体流動槽

ばっ気による旋回流で担体が流動しています。微生物は担体の内外部に付着し、担体に付着した微生物と汚水とが接触しながら、流入水に含まれている BOD 等を生物学的に酸化します。また槽内に設けたスクリーンにより、担体と汚水とが分離され汚水のみが次の槽に移行します。

5)生物濾過槽

槽内には担体を充填しており、汚水が担体充填部を通ることによりSSが除去され、清澄な処理水が得られます。また底部に沈降したSSを汚泥濃縮貯留槽に移送しています。

除去したSSにより担体充填部が目詰まりを起こさないよう、標準で1日/回の逆洗が自動的に行われます。

6) 消毒槽

生物濾過槽でSSを除去した処理水を、塩素消毒器内の固形塩素剤と接触させ、槽内で十分混和後に放流します。

7) 汚泥濃縮貯留槽

汚泥濃縮貯留槽は汚泥を濃縮し、更に一定期間貯留します。分離した脱離液は脱離液返送管により担体流動槽へ戻されます。また、逆洗工程時には中間水を流量調整槽に移送します

○オプション

1) 原水ポンプ槽

浄化槽の設置上の都合により、流入管底が深くなる場合には、施工及び維持管理の困難さを避けるため原水ポンプ槽を設けます。流入部には、ばっ気型スクリーンを設置しています。

2) 放流ポンプ槽

放流ポンプ槽は、放流先の水位の関係で自然放流ができない場合に設置しています。

５．各機器のはたらき

各槽や機械室には以下のような主要な機器が設置されており、そのはたらきは以下の通りとなっています。なお設置場所は構造図面でご確認下さい。また詳細は各機器の取扱説明書をご参照下さい。

1) 移送ポンプ

流量調整槽に設置されており、次の槽に一定量づつ汚水を送ります。

2) 流量調整用送風機

流量調整槽内をばっ気撹拌します。

3) メイン送風機

担体流動槽内の担体を流動させ、かつ微生物が汚水を浄化するために必要な空気（酸素）を送ります。またメイン送風機から送られる空気は、他の槽の撹拌用にも使用されます。

4) 三方電動弁

メイン送風機からの吐出配管に取り付けられており、通常時には担体流動槽等の散気配管側にエアが送られるようになっていますが、逆洗工程時には生物濾過槽逆洗管にエアが送られるよう弁が作動します。

5) 担体

担体流動槽、生物濾過槽にはそれぞれ15㎜角、30㎜角のスポンジを投入しています。生物濾過槽の担体は基本的に補充、交換の必要はありませんが、担体流動槽内の担体は流動することによって磨耗する場合があります。磨耗しても直ちに処理性能に影響が出ることはありませんが、処理水質が悪化した場合は、担体を所定量（初期の投入量）まで補充してください。

※流動担体量の確認方法､適正な流動量及び補充担体量の計算方法は維持管理要領書に記載していますのでご確認ください。

６． ご使用の際のご注意

浄化槽の正常な機能を維持するために、「安全にお使いいただくために」の記載事項のほか、次の事項をお守り下さい。

1) し尿を洗い流す水は、適正量として下さい。
2) トイレットペーパーは水に溶けやすいものを適量で使用して下さい。トイレには異物入れを用意して、紙おむつや衛生用品、タバコなどの異物は絶対に流さないで下さい。詰まりや浄化能力の低下の原因になります。
3) 厨房の調理クズなどは回収し、流さないようにして下さい。天ぷらの油などは、古新聞や凝固剤で処理して下さい。また、食器洗いなどに使用する洗剤は、多く使い過ぎないようにして下さい。詰まりや浄化能力の低下の原因になります。
4) 便器や風呂場の清掃には、塩酸・殺虫剤・防臭剤などの強い薬品の使用は避けて下さい。微生物やバクテリアが死滅し、汚水が浄化されなくなります。また、糖尿病などにより薬を服用している場合は、浄化されないことが有りますのでご注意下さい。
5) 洗濯の際には、洗剤の使用量はメーカーの指示量を守り、あまり多く使い過ぎないよう注意して下さい。リンを含む洗剤は、できる限り使わないで下さい。また、漂白剤を多量に使用しますと、微生物が死滅し浄化機能が損なわれます。
6) マンホール(点検口)のフタがずれている場合は、危険ですからミゾにきちんとはめて下さい。万一異常が認められた場合は、維持管理業者にご連絡して下さい。
7) マンホールやブロワの上には、重い物を置かないで下さい。とくに可燃性の物や危険物は遠ざけて下さい。
8) ブロワが停止すると、槽内の微生物が死滅し汚水が浄化されないため悪臭が発生します。また、ポンプが停止すると、浄化槽から汚水が溢れる危険性があります。浄化槽の電源は絶対に切らないで下さい。
9) 浄化槽では、消毒剤や様々な機器を使用しています。機械室の出入り口には施錠をし、関係者以外の人は入れない様にして下さい。
10) 次のような場合は、ご契約の維持管理業者にご相談下さい。
    - 消毒剤の補充
    - 長期間ご使用にならないとき
    - ブロワ、ポンプなどの機器類が停止したとき
    - 異常音が発生しているとき
    - 臭気がひどいとき
    - 泡が異常に発生したとき
    - 冠水したとき
    - 停電したとき、または停電の通知があったとき
    - 警報装置が作動したとき

７．浄化槽の維持管理と清掃

浄化槽の維持管理は、ご契約になった専門業者が行います。その概要は以下の通りです。

1)維持管理とは

維持管理とは、浄化槽の正常な機能を維持し適正な水質を確保するため、定期的に保守点検を行い、異常の早期発見と適正な清掃・修理などの作業をいいます。浄化槽法により、お客様には定期的な維持管理が義務づけられています。専門の維持管理業者とご契約下さい。また、このほかに年１回は公的機関による水質検査など（法定検査）を受けることも浄化槽法で定められています。

・維持管理を行うことにより、結果的に維持費がお得になります。
・維持管理が不十分ですと公害発生の原因となります。

2)維持管理の内容

浄化槽の正常な機能を維持するため、下記に示す事項の点検と、点検結果に基づく単位装置および付属機器類の修理が維持管理（保守点検）の主な内容です。

① 使用に関する準則の遵守の状況
② 流入管渠と槽の接続および放流管渠と槽の接続状況
③ 槽の水平の保持の状況
④ 流入管渠における屎尿、雑排水などの流れ方の状況
⑤ 単位装置および付属機器類の設置の状況
⑥ スカムの生成、汚泥の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成、その他の単位装置および付属機器類の機能の状況

詳しくは、「維持管理要領書」を参照して下さい。

3)保守点検および清掃の回数

浄化槽法では、第 1 回目の保守点検は浄化槽の使用を開始する直前に行うものとされています。その後の保守点検の回数は、厚生省令により２週間に１回以上が基本となります。清掃の回数は、厚生省令により年１回以上となっています。**なお、清掃の際には担体流動槽内の汚水を引抜かないでください。**

4)維持管理の費用

維持管理の費用は、地区によって多少異なっています。ご契約の際、維持管理業者にお問い合わせ下さい。清掃費、水質検査費などは別料金となり、交換部品（補充部品含む）、修理費などは実費計算となります。

８．アフタサービスと保証

1)緊急連絡先

ご使用中に異常が発生した場合は、ご契約の維持管理業者にご連絡下さい。

2)保証

保証期間中でも有償となることがあります。保証書をよくお読み下さい。

3)その他

浄化槽の取扱説明書などを紛失、破損された場合は、弊社にご連絡下さい。直ちに、お送りいたします。その他不祥な点は、下記の弊社窓口にお問い合わせ下さい。

株式会社ダイキアクシス　生産部統括部

〒791-8022　松山市美沢 1-9-1

TEL(089)927-1889　FAX(089)927-1973